

# 北総中央土地改良施設管理条例（案）について

## 1 条例制定の趣旨

国営北総中央土地改良事業により造成された揚水機場及び幹線用水路等土地改良施設について、令和3年9月7日に土地改良法に基づき県が管理するため県営北総中央地区土地改良事業（農業用排水施設の管理）計画を決定し、12月20日に同計画が確定しました。

令和4年度から県が国から委託を受けて管理する予定であることから、条例を制定する予定です。

## 2 条例案の概要

条例で規定する内容は次のとおりです。

第1条（趣旨） 条例で管理をする施設の範囲を規定

第2条（管理の基本原則） 土地改良事業計画の定めに従うことを規定

第3条（禁止行為） 土地改良施設の機能に支障を生じさせる行為や農作物等に悪影響を及ぼすおそれのある物の放流等を禁止することを規定

第4条（分担金等） 国庫補助事業及び県単補助事業を活用することを規定

第5条（委任） 施行規則への委任を規定

第6条（罰則） 禁止行為に違反した場合の過料を定める規定  
過料の額は、5万円以下

## 3 施行期日

令和4年4月1日（予定）